

# 地域福祉権利擁護事業の実施について

平成11年9月30日 社援第2381号  
厚生省社会・援護局長

今般、別紙のとおり「地域福祉権利擁護事業実施要綱」社会福祉協議会等に対し事業が適切に実施されるよう特  
を定めたので、広く本事業の周知を図るとともに、管下 段の御指導を願いたい。

(別紙)

## 地域福祉権利擁護事業実施要綱

### 第1 目 的

地域福祉権利擁護事業(以下「事業」という。)は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不  
十分な者が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その者の権利擁護に資す  
ることを目的とする。

### 第2 実施主体

- 1 事業の実施主体は、社会福祉事業法第74条第1項に  
規定する社会福祉協議会(以下「都道府県社協」とい  
う。)とする。
- 2 都道府県社協は、事業の一部を適切な事業運営が確  
保できると認められる社会福祉事業法第74条第2項及  
び第3項に規定する社会福祉協議会、社会福祉法人、  
民法34条に規定する公益法人等に委託できるものとす  
る。

### 第3 事業の対象者

この事業の対象者は、痴呆性高齢者、知的障害者、精  
神障害者など判断能力が不十分な者で、日常生活を営む  
上で必要となる事項につき、自己の判断で適切に行うこ  
とが困難であると認められる者であって、かつ、支援計  
画に定める援助にかかる契約の内容について判断し得る  
能力を有していると認められる者とする。

### 第4 初期相談体制の確保

- 1 この事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要  
であることから、要援護者本人はもとより、家族、民  
生委員、保健婦・士、行政機関等からの連絡によるも  
のも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を  
確保すること。
- 2 実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が  
困難な者については、市町村への連絡等、適切な対応  
を行うよう努めること。

### 第5 申請の受付と判断能力等の 評価・判定

- 1 申請は事業の実施主体に対して行うものとする。
- 2 申請を受付けた事業の実施主体は、本人の意向を十  
分に尊重しつつ、また、親族、本人に関わりを持つ民生委  
員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の  
内容、痴呆または障害の程度や内容、判断能力の程度、  
また必要に応じて生活状況、経済状況等を調査・把握  
するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライ  
ン」に基づき、事業の対象者の要件に該当するか否か  
についての判断を行うこと。
- 3 2の判断に当たって、事業の対象者の要件に該当す  
るか否かということにつき疑義が生じた場合には、契  
約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するも  
のとする。

- 4 実施主体は、事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

## 第6 支援計画の作成

- 1 実施主体は、申請が事業の利用者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、援助の内容や実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。
- 2 支援計画に盛り込む援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。
  - (1) 福祉サービスについての情報提供、助言
  - (2) 福祉サービスの手続き援助（申込み手続き同行・代行、契約締結）
  - (3) 福祉サービス利用料の支払い等
  - (4) 苦情解決制度の利用援助
- 3 支援計画は、利用者の状況の確認（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。）を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

## 第7 契約の締結

- 1 実施主体は、作成した支援計画を契約内容の一部となる旨明らかにした上で本人にその内容を十分説明をし、理解を得た上で契約を締結するものとする。

なお、第6の3により、支援計画の見直しを行ったときも新たな契約を締結することとなるので留意すること。
- 2 支援計画により行う援助の内容として特に、福祉サービスの利用契約の締結等の法律行為に関わる事務を行う場合には、代理権を授与された上で実施する必要があることから、代理権を含むことを本人に十分説明をし理解を得た上で、契約内容に代理権を含むものとして契約書上その権限の範囲について明確にしておくこと。
- 3 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係で本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の同意を得てその内容を見直すものとする。
- 4 契約の締結にあたっては、本人の死亡等の事由によ

り、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であることなどにより、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた親族等に対し、定期的に報告を行うこと。

## 第8 事業実施に係る体制の整備

- 1 職員
  - (1) 実施主体は、本事業の実施にあたり、責任者を定めるとともに、次に掲げる職員を配置して、それぞれの業務を行わせるものとする。
    - ア 事業の企画、運営にあたる職員
      - (ア) 相談業務（他の事業で行われる相談窓口の活用も可）
      - (イ) 契約締結審査会、運営監視委員会及び関係機関連絡会議の開催及び調整業務
      - (ウ) 専門員の指導及び支援を行う業務
      - (エ) 研修、調査研究及び広報啓発業務
    - イ 専門員
      - (ア) 申請者の実態把握及び事業の対象者であることの確認業務
      - (イ) 支援計画の作成及び契約の締結にかかる業務
      - (ウ) 生活支援員が行う援助業務の指導及び監督業務
    - ウ 生活支援員
      - (ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務
      - (イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務
  - (2) 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、事業の利用者である痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。
- 2 契約締結審査会
  - (1) 実施主体は、契約締結審査会を設置するものとする。
  - (2) 契約締結審査会においては、第5の3及び第7の3の場合等に専門的見地から審査等を行い、実施主

体に対し意見を述べるものとする。

- (3) 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力にかかる専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は都道府県社会福祉協議会会長が委嘱する。

### 3 運営監視委員会

- (1) 実施主体は、事業の透明性・公正性の担保、事業の適正運営の確保のため、運営監視委員会を設置する。
- (2) 運営監視委員会においては、実施主体より定期的に業務実施状況について報告（契約締結審査会による審査を含む。）を受けること等により、実施主体の監視を行い、必要に応じて実施主体に対し提言等を行うものとする。
- また、利用者から事業に対する苦情の申立てがあった場合には、必要な調査を実施し、解決のための相談にあたるものとする。

- (3) 運営監視委員会は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の当事者団体及びその家族会の関係者並びに弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、財務管理に関する専門家、学識経験者等で判断能力が低下した者の権利擁護に関する十分な知識及び経験を有する者をもって構成するものとし、委員は都道府県社会福祉協議会会長が委嘱する。

### 4 関係機関連絡会議

事業の援助を必要とする者の権利を擁護し適切な支援を行うためには関係機関が相互に連携しながらそれぞれの専門性や機能に応じて役割分担・情報提供等を行い対応していくことが重要なことから、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に開催するものとする。

### 5 その他

事業の実施に携わる職員及び委員については、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

## 第9 利用料

- 1 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。
- 2 利用料は、あらかじめ事業主体において標準的利用料を定めるものとするが、個別の具体的な利用料は、

利用者の事情を勘案して決定して差し支えないこととする。なお、決定した利用料は、契約書において具体的に明記すること。

## 第10 研修

実施主体は、専門員及び生活支援員の資質の確保と向上のため、必要な研修を実施するものとする。

## 第11 国庫補助

本実施要綱に基づく事業に要する経費については、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第12 施行期日

本実施要綱は、平成11年10月1日より施行する。